

『市民活動保険制度』実施中!

佐賀市では、市民活動を安心して行うことができるように、万が一の活動中の事故に備えて、市民活動保険制度を実施しています。

この保険制度は、市民活動を行っている活動者などが、活動中にけがをしたり死亡した場合、あるいは活動の参加者などに損害を与えた場合などに補償を行うものです。

保険の対象となる活動は?

次の①～⑤の内容を全て満たす活動が対象となります。

- ①5人以上の市民によって組織され、市内に活動の拠点を置いた市民活動団体による活動
- ②広く公共の利益を目的とした自発的な活動
- ③年間を通じて計画的・継続的に行われている活動
- ④無報酬で行っている活動
- ⑤佐賀市内における活動

具体的には次のようなものです。

【地域社会活動】

地域清掃活動、地域防犯活動、そのほか自治会の活動など(ただし自助的な活動は含みません)

【青少年健全育成活動】

子ども会等の指導者育成活動など

【環境保全活動】

環境美化活動、リサイクル活動など

【生涯学習支援活動】

文化・芸術活動支援活動など

【社会福祉活動】

高齢者援護活動、障がい者援護活動など

■保険の内容

区 分		保 険 金 額
傷 害 保 険	死 亡	500万円
	後遺障害	15万円～500万円
	入 院	3,000円/日(180日以内)
	通 院	2,000円/日(180日以内の通院で90日を限度)
	手 術	3万円～12万円
※熱中症危険・O157危険担保特約あり		
賠償責任保険	身体賠償	6,000万円(1人につき)、3億円(1事故につき)
	財物賠償	300万円(1事故につき)
	※免責金額は10,000円(1事故)	

■保険の対象とならない活動・事故

- スポーツ活動全般
- 政治や宗教または営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動(交通費などの実費支給を除く)
- 自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- 職場や学校などの行事として行う活動など
- 活動地への往復途上の事故

■保険の対象者

- 指導者、活動者、活動をともなう参加者
- ※単なる観覧者や活動をともなわない参加者などは対象外です。

■保険料は市が負担します

市民のみなさんを被保険者として、市が保険会社と保険契約を結びますので、保険料は全額を市が負担します。申し込みや事前登録の手続きは不要です。

『市民活動団体ガイドブック2011年度版』の登録団体を募集します!

日ごろの活動を多くの人に知ってもらいたい、一緒に活動してくれるメンバーを募集したい、というNPOやボランティア団体はぜひ登録ください。

■申込方法

所定の「登録票」(市民活動推進課で配布、佐賀市ホームページにも掲載)に必要な事項を記入の上、電子メール、郵送または直接窓口へ提出ください。

※ガイドブックは「登録票」をもとに作成し、登録団体には一部ずつお渡します。(ガイドブックは9月に配布予定)

■申込期限/6月10日(金)



(参考) 2010年度冊子表紙

登録できる団体

佐賀市を中心に、自主的・自発的に社会性をともなう活動を行っている団体。

※そのほかにもいくつかの要件がありますので、くわしくは佐賀市ホームページ「佐賀市市民活動団体ガイドブックへの登録に関する取扱実施要領」を参照するか問い合わせください。



◎申し込み・問い合わせ

〒840-0801 佐賀市駅前中央一丁目8番32号
アイ・スクエアビル4階
市民活動推進課 市民活動推進係

☎40-7078 FAX 40-2050

✉ katsudo@city.saga.lg.jp